

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：34315

研究種目：国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）

研究期間：2018～2022

課題番号：17KK0062

研究課題名（和文）韓国の社会的企業育成政策の成果と課題に関する実証研究

研究課題名（英文）Empirical Research on the Achievements and Issues of Social Enterprise Development Policy in South Korea

研究代表者

呉 世雄（Oh, Sewoong）

立命館大学・産業社会学部・准教授

研究者番号：00708000

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 10,800,000円

渡航期間： 9ヶ月

研究成果の概要（和文）：本研究では、韓国における社会的経済組織に関連する制度・政策や経営実態について分析・考察することができた。まず制度・政策については、社会的企業育成法、協同組合基本法、社会的経済基本法（案）などの制定背景やその影響について、政策関係者、中間支援組織、企業経営者へのヒヤリング調査を通して明らかにすることができた。また社会的経済組織の経営実態については、認証社会的企業や協働組合の経営実績データを基に、当該組織の経営収支の経年変化や経営成果の影響要因に関する実証分析を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アジアで初めて社会的企業支援に関する法律を制定・運営している韓国が経験してきた成果や課題に関する実証分析を通して、日本の社会的企業への支援策を講じるにあたり、注意すべき点や具体的な支援方法などについて多くの示唆を得ることができた。本研究では、韓国における社会的企業の関連施策に関する個別評価及び、諸施策の相互関係、またその成果や課題について、政策関係者や企業経営者を対象にインタビューやフィールドワーク等を行い、総合的に分析・考察することができた。

研究成果の概要（英文）：In this research, I analyzed and considered the systems, policies, and management practices related to social economic organizations in South Korea. First, we interviewed policy-makers, intermediary support organizations, and corporate managers about the background and impact of the enactment of the Social Enterprise Development Law, the Basic Law of Cooperatives, and the Basic Law for Social Economy (draft). In addition, based on the management performance data of certified social enterprises and cooperatives, an empirical analysis was conducted on the changes in the management balance of the organization over time and the factors affecting the management performance.

研究分野：社会福祉組織の運営管理

キーワード：社会的企業 社会的経済 社会起業 韓国の社会的企業 社会的企業育成法 協同組合

## 1. 研究開始当初の背景

日本における社会的企業に関する研究は、2000年代後半から、社会的弱者の就労支援や社会参加に着目した「労働統合型社会的企業 (WISE)」を中心に、欧州やアメリカの実践や制度政策に関する研究が行われ、一定の蓄積が見られる。しかし、韓国を含むアジア諸国における社会的企業に関する研究は、まだ十分な研究の蓄積が見られない。韓国は、2000年代半ばから、イギリスやイタリア等の欧州における社会的企業支援政策とアメリカの非営利組織の支援と評価に関連した施策等を融合した形で社会的企業支援策を展開している。韓国の社会的企業に関連する制度政策に関する先行研究について日本と韓国の研究動向を整理すると、以下の通りである。まず韓国では、2000年前後から諸外国における社会的企業概念と定義、類型、形成背景や発達過程に着目した研究が行われ、社会的企業育成法の制定(2007年)前後には、同法案の内容検討や改正の在り方、認証実態や問題点などが多く議論されている。また、協同組合基本法の制定(2012年)前後には、法案の意義や内容、有効性や課題を巡る論議が展開された。2015年からは、認証社会的企業や協同組合、コミュニティ企業などの様々な社会的企業を「社会的経済組織」と称し、それらの組織の経営環境を全体的にバックアップするための法律である「社会的経済基本法(案)」が議論されている。一方、日本における韓国の社会的企業に関する研究は、2007年以降、散見されるようになった。なお、その内容を見ると、韓国の社会的企業育成法および協同組合基本法の内容や制定背景について概説するものが多く、社会的企業に関連する諸施策を総合的に考察したり、実証調査に基づく研究は見当たらない。

## 2. 研究の目的

本研究は、韓国における社会的企業育成に関する主な支援政策の創設背景や諸施策の現状分析を通して政策運営の在り方を検討するとともに、社会的企業関連組織の経営実績データを分析し、経営実態を明らかにすることを目的としている。

## 3. 研究の方法

社会的企業育成に関連する主な制度・政策として、社会的企業育成法、協同組合基本法、社会的経済基本法(案)などを取り上げ、その制定背景や展開については、各法令・施行令、関係省庁の政策報道資料・報告書、学術論文などを用いて検討を行った。また、各制度・政策に対する評価や課題などについて、政策関係者、中間支援組織、企業経営者を対象にヒヤリング調査を行った。社会的企業組織の経営実態については、認証社会的企業や協働組合の経営実績データを基に、経営収支の経年変化や経営成果の影響要因に関する実証分析を行った。

## 4. 研究成果

### (1) 韓国の社会的企業育成政策の変遷

1990年代から2020年までの社会的企業関連施策について、各施策にかかる政府公開資料(公聴会資料、国会議事録、審議会議事録等)の確認を通して各施策の導入背景や支援内容、現場の評価や改善点などを明らかにした。詳細は以下の通りである。

韓国の社会的企業育成政策の変遷については、①自発的組織化と活動が始まる「萌芽期」、②多様な就労支援関連制度が展開される「模索期」、③社会的企業の制度化と普及が始まる「導入期」、④様々な社会的企業関連組織を社会的経済組織として位置づけ包括的な生態系づくりを展開する「成長期・成熟期」に区切ることが出来る。

①萌芽期: 韓国の社会的企業は、1990年代に失業と貧困問題を解決するための取り組みとして展開された「貧困運動・生産共同体事業」が源流とされる。同事業は、労働運動の活動家らが住民たちとともに、建設や縫製などの業種を中心に生産共同体をつくり、共同で製造・販売するものであった。多くの共同体運動は失敗で終わったが、労働者協働運動の組織化・理論化を進めるきっかけとなった。1996年からは、低所得層の就労支援を目的とする「自活事業」が始まり、モデル事業として全国5カ所に「自活支援センター」を設置した。それまで貧民運動として展開されてきた低所得層への就労支援活動に対して制度的支援が始まったのである。

②模索期: 1997年に起きた通貨危機は、韓国の社会経済の根幹を揺るがす大きな出来事であった。失業率は通貨危機前の3%から10%まで膨れ上がり、それまで潜在化していた貧困問題が一気に社会問題として浮上し、その対策が求められていた。まず、保健福祉部では失業者等への対策として「公共勤労事業」を導入した。また2000年には、従来の生活保護法を大幅に改正(国民基礎生活保護法)し、自活共同体と自活支援事業への参加を生計給与の条件とした。金銭的支援のみならず、就労の機会を提供することで経済的自立を促すことを目的としたものである。2003年には、労働部主導で「社会的就労事業」が導入され、保健福祉部や環境部、教育部等の8省庁に広がり、多様な分野で社会的就労事業が展開される。この時期は、社会保障政策のなかで雇用・就労が重要な政策課題と位置付けられ、「雇用創出総合政策」や「社会的雇用事業」など様々な雇用創出政策が展開された。しかし、これら政策や事業による雇用は、低賃金かつ短期間雇用であり、人件費補助の性格が強く、政策効果への懸念が多く指摘されていた。

③導入期: より長期的な視点で雇用問題を解決するための方策を探る中で、欧州等の社会的企業モデルに注目し、社会的企業育成の法制化に踏み切った。2007年に制定された「社会的企業育成法」は、一定の要件を満たしている企業体を社会的企業として認証し、公費支援を行い、

自立経営を促進する制度である。2010年には安全行政部による「マウル企業」育成事業が始まり、2011年からは農林水産安全部主管の「農村共同体会社」育成事業が始まった。また、2012年には協同組合基本法が施行され、協同組合や社会的協同組合を活用した社会的企業の展開も可能となった。この時期は、社会的企業育成法と協同組合基本法に基づく社会的企業や協同組合のほかにも、マウル企業、自活企業等の多くの企業形態に対する支援策が政府各省庁から実施されるようになった。社会的経済組織の基盤整備が進められ、企業数などの量的成長の観点からは急速な発展が見られる一方で、支援の重複や制度間の不調和、効率性の問題などの指摘が浮上する時期でもある。

④成長期・成熟期:2015年からは、「社会的経済基本法案」が国会に提出され、成立には至らなかったが、社会的経済の新たなステージへの移行を導くことになった。法案の制定背景には、社会的経済への期待とともにこれまでの弊害を是正するための新たな法整備の必要性が挙げられる。一方、社会的経済政策は、依然として雇用創出ニーズが大きい状況のなか、政府にとっては短期間で可視的な成果を見出すことが出来るという政治的な戦略としても、捨てがたい魅力的な政策の一つとして活用される側面もある。2017年からは、社会的経済育成政策が文政権の重要国政政策の一つとして位置付けられ、これまで以上に活発な支援策が展開される。2015年に初めて国会提出された社会的経済基本法案とその関連法案は、2019年現在まで成立には至っていないが、法案の必要性の是非が問われているというよりは、用語や概念範囲等に対する各党や関係者らの意見調整ができていないのが背景にある。そのため、近年の社会的経済育成に関する政府報告書などにおいては、法制定後を想定した政策企画や計画策定等が見られる。なお、この段階を成長期・成熟期としているが、当然まだ現在進行中であり、その成果や評価を行うことはできない。韓国政府の政策推進の意気込みと期待を込めて暫定的に成長期・成熟期としているが、今後、(政権交代後の動きも含めて)一定の時期を経てさらなる検討を重ね、再評価を行うこととする。

## (2) 韓国の社会的企業関連政策の特徴

政策関係者、中間支援組織、企業経営者へのヒヤリング調査を基に、韓国の社会的企業政策の展開過程における特徴を、以下の通りまとめることができた。

①官主導の雇用政策と福祉政策(≒ワークフェア)の延長線と展開されてきた。②支援策の法制化に対する政治的合意の好意性・迅速性を有する。③社会的経済組織支援政策の初期には、成果重視型の支援内容と方法が多かったが、近年は支援方針を社会的経済の生態系醸成や間接的な支援へと舵を切っている。④認証社会的企業という狭義の概念定義から社会的経済組織のような広義の概念への変容が見られる。⑤法制化に伴い広域・基礎自治体による支援条例の制定が進められ、地域特性に応じた社会的経済組織の育成の取り組みが展開されている。⑥中間支援組織が政府主導で整備・普及され、組織形態や地域特徴に応じた円滑な支援につながらない。⑦社会サービスの提供については、国や自治体の責任を強化する方向で政策が展開されており、社会的経済組織の事業領域の縮小や過当競争が起きる事業領域もみられる。

## (3) 社会的企業組織の経営実態

### ①社会的企業の経営実態

2020年3月現在、3,530社が認証を受け、そのうち2,983(84.5%)社が認証を維持している。社会的企業の雇用状況を見ると、2020年現在、約4万9千人が認証社会的企業で働いており、そのうち、約6割が脆弱階層(社会的弱者)である。なお、1企業当たりの平均労働者数は、2007年の49.8名から年々減り、2012年からは約23名を維持しており、制度創設の初期に比べると小規模零細企業が増えている。雇用環境の面では、2019年現在、全体有給勤労者平均賃金は1,917千ウォン、うち脆弱階層有給勤労者の平均賃金は1,690千ウォンであり、年々増加傾向にある。平均勤務時間は、全体有給勤労者は週33.1時間、脆弱階層有給勤労者は週31.6時間である。韓国の社会的企業は、脆弱階層と称される社会的弱者が勤労者の6割以上を占め、最低賃金以上の収入を得ながら、平均週4日以上働いており、一定以上の労働統合効果を果たしていると言える。

企業の経営実績(2017年現在)については、1企業当たりの売上高は、2007年870,552千ウォンだったのが、2017年は1,950,087千ウォンとなり、10年間で2倍以上に伸びている。しかし、営業利益額は、2016年までは継続して赤字状態が続いており、2017年に初めてプラスに転じている。このような営業利益の不振を補って来たのが営業外利益であり、そのほとんどが社会的企業支援制度による補助金などであるが、近年は補助金額が減ってきている。経営利益の状況では、政府の補助金等を含めた「当期純利益」では、2017年現在、7割以上の企業が黒字経営をしている。しかし、補助金等を除いた「営業利益」で見ると、約55%に留まっている。つまり、全体の約45%が営業利益では赤字経営をしており、そのうち約15%は補助金等によって当期純利益が黒字に転じるが、残りの約30%は補助金等があっても赤字のままである。

韓国の社会的企業は雇用創出や社会サービスの提供等を通して一定の成果を上げてきているが、経営の持続可能性の面ではまだ弱い状況である。営業利益による黒字経営が出来るような企業自らの経営努力が求められると同時に、人件費補助中心の支援ではなく、販路や市場拡大に関する支援策や、経営能力開発やノウハウの共有・拡散を促すような自立経営のための多角的な支援策が求められる。

## ②協同組合の経営実態

協同組合の登録数は、2012年は52カ所だったが、2018年現在は、14,508カ所であり、制度開始から7年間で急速な成長を見せている。事業所登録基準から見た生存率は、2017年基準では83.2%であるが、実際に事業を運営している割合では53.4%となっており、約半数は事業活動を行っていない、または行えない状況である。また、法人税申告率をみると、47.5%となっており、事業を行っている組織のなかでも約6%は法人税申告義務のない水準の事業規模である。経営状況については、平均売上高は、2015年は約2億1千万ウォン、2017年は約2億7千万ウォンで、うち、平均営業外収入は、2015年は約2,300万ウォン、2017年は約1,800万ウォンとなっている。当期純利益は、2015年は約1,900万ウォン、2017年は約373万ウォンである。この数値から言えば、営業外利益がなければ、純利益が赤字に転じることを意味する。営業利益発生率は、29.5%で、当期純損失は43.5%となっており、約半数は赤字経営をしている。

協同組合は、協同組合基本法（2012年）の狙いの通り、様々な活動が取り組まれ、短期間で急速に増えてきている。その雇用効果については、数値だけを見れば、社会的企業の数倍にも上るが、運営状況を見ると、営業利益がある事業を実施しているのは登録件数の約半数以下であり、またその半分程度は赤字経営をしている。まだ制度が始まったばかりでここまで成長したことについては評価すべきところだが、今後の健全な協同組合の文化の定着や社会的影響を期待するためには、ペーパー（登録）だけの組織を、如何に中身を伴った組織体として育成していくか、制度政策による支援策のみならず、協同組合実践家たちのノウハウやネットワークを活用した様々な実践論を構築していくことが求められると考える。

## (4) 社会的企業の活性化における支援条例の影響

韓国では、自治体レベルにおいて関連条例の制定を通して社会的企業組織の育成をおこなっている。例えば、「社会的経済基本条例」、「社会的企業育成および支援に関する条例」、「社会的経済活性化支援に関する条例」、「社会的経済企業製品の購買促進および販路支援に関する条例」、「社会的経済基金の設置および運営条例」などの多様な社会的経済関連条例が制定されている。2020年現在、全体の約95%（217/228）の基礎自治体が関連条例を制定している。社会的企業は、一から新しく組織化され認証を受けるものより、前身となる組織から事業拡大や経営充実のために移行する例が多い。条例の制定による社会的企業の育成については、支援方法や内容に地域差はあるものの、一定の成果を納めていると評価されている。

本研究では、基礎自治体における社会的企業育成に関連する条例が社会的企業の活性化に影響を及ぼしているかを検証するため、韓国社会的企業振興院のホームページに公開されている基礎データを基に、実証分析を行った。具体的には、基礎自治体における予備社会的企業、社会的協同組合、協同組合の数と、社会的経済関連条例の策定状況（経過年数）が認証社会的企業数に及ぼす影響について分析を行った。結果は以下のとおりである。

認証社会的企業数を従属変数にした重回帰分析の結果、統制変数では高齢化率と障害者割合が高いほど認証社会的企業数が多かった。また、基盤組織数では、社会的協同組合数は影響を及ぼさず、予備社会的企業数と一般協同組合数は影響を及ぼす要因であった。つまり、予備社会的企業数と一般社会的企業数が多いほど認証社会的企業数が多いという結果である。さらに、条例制定年度は年数が経っているほど企業数が多いという結果であった。社会的経済関連条例は、2009年以降制定率が増えてきているが、早い時期から条例を制定し支援をしてきた地域ほど、社会的企業育成の効果が出ていることが分かった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 呉世雄	4. 巻 140
2. 論文標題 社会福祉法人の新たな役割	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 韓国社会福祉協議会「月刊福祉ジャーナル」	6. 最初と最後の頁 54-57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 呉世雄	4. 巻 146
2. 論文標題 COVID19と経済活性化対策	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 韓国社会福祉協議会「月刊福祉ジャーナル」	6. 最初と最後の頁 58-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Oh Se-woong, Kim Oh-seop	4. 巻 5
2. 論文標題 An Exploratory Study on Management Efficiency of Social Enterprises and Influencing Factors : Focusing on the Relation Between Corporate Characteristics of DEA Efficiency Scores and Business Performance Indicators	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Social Welfare Policy and Practice	6. 最初と最後の頁 5-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する
1. 著者名 呉世雄・原田淳・山根健治	4. 巻 7
2. 論文標題 農福連携による障害者就労の現状と課題 農業法人の経営者へのアンケート調査を基に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 地域デザイン科学	6. 最初と最後の頁 65-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 呉世雄	4. 巻 138
2. 論文標題 日本の農福連携の現状と示唆	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月刊 福祉ジャーナル(韓国社会福祉協議会)	6. 最初と最後の頁 70-73
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 呉世雄	4. 巻 139
2. 論文標題 日本の社会福祉法人改革	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 月刊 福祉ジャーナル(韓国社会福祉協議会)	6. 最初と最後の頁 66-69
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件(うち招待講演 7件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 呉世雄
2. 発表標題 韓国の社会的企業育成政策の動向と課題－社会的企業育成法を中心に
3. 学会等名 東京都ソーシャルファーム・セミナー(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 呉世雄
2. 発表標題 韓国における社会的企業の展開と新たな可能性－仕事づくりから福祉のまちづくりへ
3. 学会等名 東京都ソーシャルファーム・セミナー(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 呉世雄
2. 発表標題 第4次産業革命による社会福祉のパラダイム転換
3. 学会等名 韓国福祉経営学会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 呉世雄
2. 発表標題 韓国における社会的経済組織の育成政策と経営実態
3. 学会等名 全労済協会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 李省翰・呉世雄
2. 発表標題 韓国の社会的経済育成政策の変遷と現状分析
3. 学会等名 第33回日本地域福祉学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 呉世雄
2. 発表標題 社会起業による福祉コミュニティづくりの可能性：韓国の実践事例をもとに
3. 学会等名 立命館大学産業社会学会アドバンスセミナー
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 呉世雄
2. 発表標題 韓国における社会的経済組織の現状と課題
3. 学会等名 第5回ソーシャルファームジャパン・サミット in 大阪 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 呉世雄
2. 発表標題 包容的福祉時代、地方政府の雇用政策と福祉経営 (指定討論)
3. 学会等名 韓国福祉経営学会2018年秋季学術大会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 呉世雄
2. 発表標題 ニーズ対応型のサービス開発と起業 : 開発的なソーシャルワーク機能と人材育成
3. 学会等名 法政大学人間社会研究科 Well-being 研究会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 呉世雄
2. 発表標題 日本の社会的企業の動向と課題
3. 学会等名 釜山大学大学院社会的企業学科コロキウム (招待講演)
4. 発表年 2018年

## 〔図書〕 計4件

1. 著者名 蔡ヒョンタック、林宇鉉、呉世雄、羅 珉京	4. 発行年 2021年
2. 出版社 大邱社会福祉法人協会	5. 総ページ数 134
3. 書名 大邱地域の社会福祉法人の事務局強化方案	

1. 著者名 地域デザイン科学研究会編（呉世雄）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 224
3. 書名 地域デザイン思考 - 地域と向き合う82のテーマ	

1. 著者名 日本地域福祉研究所監修（呉世雄）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 中央法規	5. 総ページ数 290
3. 書名 コミュニティソーシャルワークの新たな展開	

1. 著者名 呉世雄	4. 発行年 2019年
2. 出版社 全国勤労者福祉・共済振興協会	5. 総ページ数 48
3. 書名 韓国における社会的経済組織の育成政策と経営実態	

## 〔産業財産権〕

## 〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
韓国	釜山大学			